

こ支障第221号
令和6年10月2日

都道府県知事
各指定都市市長殿
児童相談所設置市市長

こども家庭庁支援局長
(公印省略)

障害児入所施設における家族支援加算について

障害児入所施設に入所している児童が入所後も個々の様態に応じて家族とつながりを持つことは重要であり、障害児入所施設が、障害児への支援に加えて、養育力の強化や児童との関係性の回復などの家族支援を進めることが重要であることから、入所する全ての児童に対して家族支援を計画的に提供することを目的に、別紙の通り「家族支援加算費実施要綱」を定め、令和6年4月1日から実施することとしたので、その適切かつ円滑な実施を図られたい。

家族支援加算費実施要綱

1. 目的

福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設（以下単に「障害児入所施設」という。）の入所児童が家族とつながりを持つことは重要であり、障害児への支援に加えて、家族の養育力の強化や児童との関係性の回復などの家族支援を進めることが重要であることから、入所する全ての児童に対して家族支援を計画的に提供することを目的とする。

2. 対象となる児童

入所する全ての児童（以下「入所児童」という。）を対象とする。

3. 支援の実施について

障害児入所施設において、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第49条又は第58条に規定する従業者（栄養士及び調理員を除く。以下「施設従業者」という。）が、入所児童の入所支援計画に基づき、あらかじめ保護者の同意を得て、当該入所児童及びその家族（入所児童のきょうだいを含む。以下同じ。）等に1月に1回の頻度で相談援助（30分未満の相談援助を除く。以下同じ。）を行うこと。

この場合において、相談援助を行うに当たっては児童相談所と連携の上、以下の方法が考えられる。

- ・入所児童の家族等の居宅を訪問して行う相談援助
- ・障害児入所施設において対面により行う相談援助
- ・テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行う相談援助等

4. その他留意事項について

(1) テレビ電話装置等を使用する場合、使用する機器等については特に定めはないが、原則、入所児童や家族の表情等、相談援助中の様子が把握できる状況で実施すること。ただし、相談者の通信環境等により、やむを得ない場合には表情等の確認が難しい機器（例えば電話等）を使用することでも差し支えない。

なお、相談援助を行うに当たり、通信料等の負担が著しく発生する等、障害児やその家族等に不利益が生じないように、事前に家族等の通信環境について確認する等十分に配慮すること。

(2) 家族等への相談援助は、入所児童が同席していない場合でも行うことが可能だが、相談援助の内容に応じて、入所児童の状態等の確認が必要な場合には同席の下で行うなど、相談の対象や内容に応じて、効果的な相談援助となるよう努めること。また、相談援助を行うに当たっては、入所児童及びその家族等が相談しやすいよう周囲の環境等に十分配慮すること。

(3) 障害児入所施設以外の場において対面で個別に相談援助を行っても差し支えない。

(4) 突発的に生じる相談援助（例えば、家族等からの電話に対応する場合）は対象とならないことに留意すること。

- (5) 相談援助を行った場合は、相談援助を行った日時及び相談内容の要点に関する記録を行うこと。
- (6) 個別やグループでのペアレントトレーニングや保護者同士のピアの取り組みも対象となること。

5. 経費

この実施のための経費については、「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金について」(平成19年12月18日厚生労働省発障第1218002号厚生労働事務次官通知)によるものとする。